

【記入例(表)】

ここに事前印字が無い方は、裏面に記入してください。
※確認書類の貼付もお願いします。

調整給付金支給確認書

令和6年の所得税（実績額等）及び令和6年度の住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当するため、以下のとおり、支給予定額をお知らせします。
以下の内容を確認して、令和7年10月31日までに、この確認書と本人確認書類等を返却して下さい。
審査の上、以下のとおり給付金を振り込みます。

支給方法	口座振込	支給日	確認書を受理した日から概ね30日以内		
支給額	万円				
支給口座		分類	口座番号		
		口座名義			

調整給付金（不足額給付分）の支給額及び算出式

令和7年の所要額	令和6年分 所得税分の 控除不足額 (①)	令和6年度分 住民税所得割分の 控除不足額 (②)	控除不足額計 (③) (①+②)
	円	円	円
注) 「控除不足額」とは、定額減税しきれない額を指します。			↓ 令和7年の所要額 (④) (上記③を1万円単位に切上げ) 万円
支給額	令和7年の 所要額 (④)	調整給付金 (当初給付分) 支給額 (令和6年)	調整給付金 (不足額給付分) 支給額
	万円	万円	万円

※各数値について重大な相違を認める場合には、相違のある部分に二重線を付して手書きで訂正するとともに、相違のあることが分かる関係書類（源泉徴収票、確定申告書 など）の写し（コピー）を添えて返送期限までに提出ください。

※上記の返送期限までに返信がない場合は、市は本給付金の支給を辞退したとみなします。

※本給付金を受給しない場合は、下記のチェック欄（□）にレを入れてください。

【 私の世帯は給付金を受給しません □ 】

チェックは不要です。

【誓約事項・確認事項】

意図的に虚偽の確認をした場合は返還を求めるほか、不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

- ☐ 令和5年所得が少額で、令和6年度分個人住民税所得割額が生じる水準ではありません。
※上記は令和5年所得について未申告の方のみ、該当する場合にチェック（レ）してください。
- ☐ 令和6年度に「新たに非課税（または均等割のみ課税）となった世帯への給付」を受給後に、令和6年度分個人住民税所得割額の修正（非課税→課税）がありました。
※調整給付金（不足額給付分）の支給対象とならない場合があります。
- ☐ 添付している資料以外に収入を証する書類はありません。

上記記載内容に異議ありません。

氏名		確認日	令和	年	月	日	連絡先 電話番号	
----	----------------------	-----	----	---	---	---	-------------	----------------------

(B Z P O 4 0 5 F)

必ず記入してください